

令和6年度第9回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年12月6日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江—藤—由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小—春——修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

6番 江 藤 由之助 11番 小 春 修

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	川 野 勝 彦	東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一
八坂	宮 原 宣太郎	北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平
豊洋	川 崎 孝 子	豊洋	長 友 富 男	東山香	松 田 司
中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊	山浦	岡 山 秀 徳
田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 36 号	農地法第3条の申請について
議案第 37 号	農地法第5条の申請について
議案第 38 号	非農地証明願いについて

議案第 39 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 40 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
報告第 5 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和6年度第9回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時39分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、「議案第36号」から「議案第40号」までの5議案15件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第36号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第36号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、合計 筆の m²。譲受人の経営面積はありません。理由は、親族への贈与、親族からの受贈です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	11月21日、 委員、事務局職員2名、私の合計4名で現地確認を行いました。今回の譲渡人と譲受人の関係は親族で、どちらも市外在住です。譲渡人は高齢、県外在住で、県内に住んでいる譲受人に今回管理をお願いしたいということです。家の方も今回の申請地の近くに空き家がありますので、土地とあわせて管理をお願いされたようです。申請地は、 から西に向かい、 があります。道路を挟んでその前に の がありますが、その前になります。市道から入り込むような場所です。現状は、雑草が生えており、どうされるんかなあということで事務局から管理について聞いたところ、譲受人の さんは畑として使いたいというご回答です。よろしくお願いします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委員	只今、 委員が説明した通りです。 さんが週末等帰って管理をするということです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて

	申請地を管理している譲受人との間で贈与の話がまとまったため、申請となりました。 譲渡人の■■■さんから見て譲受人の■■■さんは姪っ子に当たります。譲受人は市外在住ではありますが、大分県内に住む唯一の親戚であり、以前から近隣の空き家と併せて申請地の管理を行っていることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後はトマト・なすなどの野菜の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■区、■■■、■■■歳、譲受人、■■■区、■■■、■■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■㎡、他■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	2番について、■■■農地委員より説明願います。
委員	11月19日、事務局職員2名、■■■委員、私、申請者の■■■さんと現地確認を行いました。申請地は、■■■から■■■線を■■■方面に10kmほど進んだところに交差点があります。右折しますと■■■、■■■の方向に向かいます。■■■に向かう■■■沿いに■■■、■■■があります。残りの■■■筆は自宅近くなります。全部水稻を植えており、よく管理されているので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	2番について、■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、■■■委員が説明した通りです。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は両親と同居しており、すでに経営を移譲されていることから、今回の農地取得にあたり耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第36号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

委員	■なんですが、面積が違うのか地番が逆転しているのか、しているのではないですか。
事務局	■委員のご質疑の通り、地図の■と■の注釈が逆になっています。正しくは、真ん中の細い筆が■、広い筆が■です。誤りですので訂正をお願いします。大変すみませんでした。
議長	■と■が違うということですね。 他にご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第36号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第36号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第37号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の■です。よろしくお願いします。 議案書2ページをお開きください。 「議案第37号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。 番号1番、申請人、土地所有者、■区、■、■、■歳、転用者、■区、■、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、■、地積■㎡、合計■筆の■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、杵築市内のアパートに家族■人で暮らしているが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第1種農地です。 以上です。
議長	1番について、■農地委員より説明願います。
■委員	11月22日、■農業委員、事務局職員2名と現地確認を行いました。申請地は、■の■から■の■方面に向かう幹線道路を進み、左側に■があるところを右折し、現在工事中の■に進むと左側に■があります。地図では右側に書いていますが実際は■は左側です。道路を挟んで右側が申請地です。周囲は宅地化が進んでおり、申請地についても住宅地として整備したいということで、いいのではないかと思います。慎重なご審議をお願いします。
議長	1番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	只今、■委員が説明した通りです。慎重審議よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	転用者の■■■さんの職業は■■■で、現在は杵築市内のアパートに家族■■■人で暮らしています。転用の目的は、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。 申請地は、概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。「第1種農地」は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。 申請地周辺は第1種農地ではありますが、一定程度の宅地化が進んでおり、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外規定の【集落接続】に該当し、転用が可能な土地になります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は公衆用道路、東側は宅地、南側は田、西側は公衆用道路にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地■■■筆■■■㎡に、建築面積■■■㎡、約■■■坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和■■■年■■■月■■■日から令和■■■年■■■月■■■日までの約■■■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込めます。 排水計画につきましては、雨水は西側の市道側溝へ、宅内排水については北側の公共下水道へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。金融機関から発行された融資可能証明書が添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、土地所有者、■■■区、■■■、■■■、■■■歳、転用者、■■■区、■■■、■■■、■■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡。申請内容、運動場及び駐車場用地として。申請理由、長年の■■■指導者としての経験を活かして、自宅に隣接する申請地を■■■の練習場として造成し、青少年の育成に貢献したい。こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	2番について、■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	11月21日、■■■委員、事務局職員2名、土地所有者の■■■さん、■■■さんの親戚である■■■さん、私の計6名で現地確認をしました。申請地は、■■■線を■■■方面に向かうと■■■が左側にあります。その前から■■■の■■■に入ります。200mほど進むと左手に今回の申請地があります。申請地の左側が転用者の■■■さんの自宅になります。■■■さんは■■■の指導者として長年携わってきた方です。申請地は、土地が低くて長年自己保全をされていたみたいです。水田にも畑にも難しいということで、管理はされていましたが未耕作でした。今回■■■さんが■■■の練習場を造成して埋め上げるということです。それに伴う指導者の方の駐車スペースも何台分か取ってやりたいということです。運動場にするためには土を入れて盛土をし

	ないと無理かなということで、周りの水路等に迷惑をかけないように造成するそうです。よろしくご審議をお願いします。
議長	2番について、[] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[] 委員	只今、[] 委員が説明した通りです。[] さんをしている方で、自宅の隣ということ、あくまで練習場ということで、規模がありますが駐車場を含めて利用するということです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の[]さんは、市内で[]として勤務する傍ら、[]指導者として永らく活躍されてきました。転用の目的は、青少年の育成に貢献するため、自宅に隣接する申請地を[]の練習場及び関係者駐車場として造成するものです。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。 そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅に隣接し管理がしやすいこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は田、東側は田及び宅地、南側は宅地、西側は田にそれぞれ接しており、運動場・駐車場用地への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、[]一面分程の[]練習場と関係者駐車場として造成する計画です。 工事内容につきましては、表土をならして転圧した後に芝を張る造成工事と、周辺への対策として、L字型擁壁及びフェンスの設置を予定しています。 工事期間は、令和[]年[]月[]日から令和[]年[]月[]日までの約[]ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、申請地東側にU字溝を新たに設置し、既存排水路を経由して南側の市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第37号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第37号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご

	異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第37号」については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第38号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをお開きください。 「議案第38号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成26年に父からの相続により申請地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	11月21日、■■■委員、事務局職員2名、私の合計4名で現地確認をしました。申請地は、■■■方面から■■■方面に向かう途中、■■■■から斜めに100m入った道路の下です。■■■■の■■■を突き抜けたところです。申請地は平成26年に父からの相続で取得した土地です。当時からこのような状態で耕作はできませんでした。この土地に入る進入路がないので、隣の■■■に非農地証明発行後、売却予定です。よろしくお願いいたします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	只今、■■■委員の説明した通りです。よろしくお願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を11月21日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成26年に父からの相続により申請地を取得しています。取得時点で雑草木が生い茂っており、市外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地は、令和6年5月20日付けで農用地区域からの除外を申請しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に隣接する法人へ売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、他■■筆、合計■■筆の■■■㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、祖父の代の平成15年頃まではみかんを作っていたが、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。

	以上です。
議長	2番について、農地委員より説明願います。
委員	申請地は、線を方面から方面に抜けるところにあります。の隣からのの間です。以前はみかん園をしていましたが、今は何もしてなく、やぶになっているようです。よろしく願いいたします。
議長	2番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	写真で見られるように森林化になっています。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を11月20日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成28年に父からの相続により申請地を取得しています。平成15年頃までは前々所有者の祖父がみかんを作っていました、高齢で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地は、令和6年5月20日付けで農用地区域からの除外を申請しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の土地と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、合計筆の㎡。申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、前所有者である父が、平成7年頃に転用許可を受けることなく、進入路としてコンクリートで舗装して造成してしまったとのことです。 以上です。
議長	3番について、農地委員より説明願います。
委員	11月20日、農業委員、事務局職員2名、申請地の隣地であるの宅地の方と現地確認をしました。申請地は、の宅地から分筆した土地ですが、隣のが農地ではなかったが、ミカンが植わっていて、その進入路として未舗装の道路としていました。2000年に写真に写っている道路ができ、進入路を舗装してくれたそうです。申請者のさんがしたくてしたということではなかったという状況のようです。今後は、この宅地の方がを営んでおり、奥の方に車が停まっていますが、申請地の隣地のを駐車場として、申請地と同時に売却し、進入路として使うそうです。以上です。
議長	3番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明した通りです。道路として使うそうです。慎重審議よろしく願いいたします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。

事務局	現地を11月20日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。 申請者は、令和4年に父からの相続により申請地を取得しています。前所有者である父が、平成7年頃に畑の進入路として造成してしまったとのことで、申請者からの始末書が提出されています。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に隣接する法人へ売却予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第38号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第38号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第38号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第39号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号1番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 「議案第39号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。 ア．利用権の設定（相対契約） 番号1番、申請人、貸人、 区、 、借人、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡。設定期間は 年新規で、借人の経営面積はありません。申請地は以前から借人が耕作を行っており、今回、新たに相対契約を結び 年間の利用権設定を行うものです。耕作作物は、水稻となっております。 以上です。
議長	只今、「議案第39号」の1番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。

議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第39号」の1番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第39号」の1番については、これを承認することに決します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 委員 入室 >
議長	次に、「議案第39号」の2番及び3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 番号2番、申請人、貸人、 区、 、借人、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、合計 筆の m²。設定期間は 年新規で、借人の経営面積はありません。申請地は以前から借人が耕作を行っており、今回、新たに相対契約を結び 年間の利用権設定を行うものです。耕作作物は、水稻となっております。 続きまして、番号3番、申請人、貸人、 区、 、借人、 区、 。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 m²、他 筆、合計 筆の m²。設定期間は 年新規で、借人の経営面積は田・畑あわせて aです。申請地は以前から借人が耕作を行っており、今回、新たに相対契約を結び 年間の利用権設定を行うものです。耕作作物は、水稻となっております。 農地利用集積計画（案）の総数は、合計 筆の m²です。相対契約は今回この 件となります。 以上です。
議長	只今、「議案第39号」の2番及び3番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第39号」の2番及び3番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第39号」の2番及び3番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第40号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の3番及び5番についてを議題といたします。番号3番及び5番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。

事務局	議案書5ページをお開きください。 「議案第40号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 ア. 利用権の設定(公社への貸付) 議案書6ページをお開きください。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m^2、他[]筆、合計[]筆の[]m^2。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は公社のためありません。借人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 続きまして議案書7ページをお開きください。 イ. 利用権の設定(公社からの貸付) 番号5番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、[]区、[]。対象農地は、杵築市[]、[]筆、[]m^2です。貸付人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 続きまして議案書9ページをお開きください。 番号3番及び5番の詳細になります。借受人の[]さんは地元の認定農業者です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は[]年新規。耕作作物は水稻となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第40号」の3番及び5番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第40号」の3番及び5番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第40号」の3番及び5番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた[]委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< []委員 入室 >
議長	次に、「議案第40号」の1番、2番及び4番についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをお開きください。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]m^2、合計[]筆の[]m^2。設定期間は[]年新規です。

	番号2番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡。設定期間は[]年新規です。 議案書6ページをお開きください。 今回の大分県農業農村振興公社への貸し付けは、番号1番から3番までの合計[]筆、[]㎡、貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸。ア．利用権の設定面積は、[]㎡です。 続きまして議案書7ページをお開きください。 番号4番、申請人、借受人、[]区、[]。対象農地は、杵築市[]、[]筆、[]㎡です。 今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号4番から5番までの合計[]筆、[]㎡。貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸。イ．利用権の設定面積は、[]㎡です。 続きまして議案書8ページをお開きください。 番号1番2番及び4番の詳細になります。借受人の[]さんは地元農家の方です。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は[]年新規。耕作作物は水稻となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第40号」の1番、2番及び4番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第40号」の1番、2番及び4番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第40号」の1番、2番及び4番については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第5号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書10ページをお開きください。 「報告第5号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。番号1番から5番までが1セット、番号6番と7番が1セットとなっております。全て公社通しの利用権解約となりますので、公社の説明につきましては省略します。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由は借人の都合で、耕作の見込みがなくなったためです。 以下、7番まで同様の理由となりますので説明を省略します。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、他[]筆、合計[]筆の[]㎡です。 番号3番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地

